

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉（共同声明関係）復帰関連
国内措置（対内）(7)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43355

司法制度分科会

条約課長

法規課長

安全保衛課長

北米科一課長

司法制度分科会の所催通知

65.6.22
米北1

6月22日 討議会 (調整部 安谷屋補佐)
引、司法・法務部会 司法制度分科会と

次、要領は引用催すことといたす趣旨、
外務省から担当者出席を得る旨

要請の趣旨は、お知しはず。

(なお、即出欠の有無は米北1(吉川)

内線445)まで、即連絡下さい。

記

1. 日時 6月23日(火) 午前10時引

2. 場所 總理府講堂(地階)

3. 題題

(1) 中絶の裁判所制度について

GA 6

外務省

(2) 高等裁判所支部の設置可否

(3) 民事、刑事共通事項(例として

裁判の効力の問題等)

✓(4) 在留登録問題(例として、軍空港
引出入域に米民向人の取扱い、
戦前引在留に韓国、台湾籍人
の取扱い)

4. 出席官等

法制局、法務省、最高裁、外務省

討議担当者

備考 討議会の説明は引小引、23日引

会合に引2引、引2引法務省

引最高裁引の説明の由。

GA 11

外務省

政務司
財政司

局長

秘書長

參事

署長

主任

代理人

第一辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第二辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第三辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第四辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第五辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第六辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第七辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第八辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第九辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第十辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第十一辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第十二辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第十三辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第十四辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第十五辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第十六辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第十七辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第十八辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第十九辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第二十辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第二十一辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第二十二辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第二十三辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第二十四辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第二十五辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第二十六辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第二十七辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第二十八辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第二十九辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

第三十辦事處

主任

副主任

主任

主任

主任

主任

(別添二)

佐以事務官評議所
の階入りのものをコピー
したものを。

捜査米助協定覚書

1967年4月14日

琉球警察本部長 在琉米各軍憲兵司令官

1. 捜査米助協定覚書 (67.4.14 琉球警察本部長 在琉米各軍憲兵司令官)

捜査協定覚え書

(目的)

第一条 在琉球各軍の憲兵、陸軍憲兵、島軍
 CID、民政府公安局及び琉球警察(以下この
 覚え書では「関係者」又は「隊員」という。)のよ
 り良い理解と協力を奨励するに必要上、又は相
 互の協力範囲を文書による覚え書で明確にす
 ることは有益なるに依り掲げた隊員の密接
 な協力と其の効果を同るために、この「捜査
 協定覚え書」を交換する。但し、この覚え書が
 島軍各務員、民政府、琉球政府により出された
 布告、布令、指令、命令、法律、規則等に抵触
 する場合は、抵触する部分についてはこの覚え
 書は効果が無いものとする。

(総則)

第二条 いかなる事件についても、援助要請が相
 互に有益であると認められる場合はこの覚え書の
 関係者は相互に援助を要請すべきものとする。
 2 この覚え書の締結により援助の要請をう
 けた関係者は、そのときの状況に照して可能な
 る場合はその要請に応ずるものとする。
 3 捜査責任の範囲は、この第三条の定めによ
 りに従い、意見の相違については第八条、第九条の
 規定に従い解決するものとする。

(捜査責任)

第三条 琉球列島における米口軍施設内にお
 生じた犯罪は、米口軍捜査官が捜査を担当す
 るものとする。但し、容疑者と被害者がいず
 れも琉球人である場合、あるいは容疑者が
 琉球人である場合において琉球列島米口陸軍

司令部憲兵隊長、又は関係施設の憲兵隊長、又はそれらの代理人が、当該事件を琉球警察に引渡すことが適切であると決定した場合、は琉球警察へ引渡す。

2. 単施設外に発生した犯罪の容疑者が非単要員である場合は、原則として琉球警察が捜査するものとし、援助の要請がある場合は単捜査官は援助するものとする。容疑者の身分が確認される場合には、両捜査機関が事件捜査にあたるものとし、相互の捜査状況を連絡するものとする。但し、容疑者が単要員と確認される場合は、一次捜査責任は琉球警察が保有し、容疑者の身分が確認された場合は、捜査に最も関係のある捜査機関が事件を担当するものとし、相手機関は要請があ

れば可能な限りにおいて援助するものとする。

民政府布令第144号2.1.2の定義による米口単要員によって犯された犯罪は、原則として米口単捜査官が捜査を担当するものとし、米口単捜査官より要請がある場合は、琉球警察は援助を与えるものとする。(以後米口単要員、又は米口単の要員と称する場合、かかる用語は民政府布令第144号2.1.2の定義による「米口合衆口単隊要員」とみなすものとする。)

(事件の通報)

第四条 各関係機関は、事件(刑事事件、交通事件またはその他の事件)発生の通知をした場合においてその当事者が米口単要員と非米口単要員であるとき、またはその事件が他の機関の捜

査収限に属するときはその捜査責任を有する

収限に対し可能な限り

A 事件発生日時場所

B 関係者の身許

C 事件の概要

D 協力を必要とする場合はその旨を速やかに

に通報しなければならぬ。

2 単施設内で発生した非赤口軍要員の死亡または

単傷事件(刑事事件、交通事件またはその他

の事件)を認知した単捜査収限は、速やかに

環球警察に通報し、できる限り警察官が施設

内へ入るよう便宜を図るものとする。

3 単施設外で発生した赤口軍要員の死亡または

単傷事件(刑事事件、交通事件またはその他

の事件)を認知した環球警察または民政府公

収限は、速やかに単捜査収限に通報し、必要

な協力を要するものとする。

(捜査手続)

第五条

犯罪現場保存と証拠物件の取扱

A 最初に犯罪現場に到着した法執行収限は

適切な措置をとり、犯罪現場を保存し、救

助を必要とする被害者には援助を与え、容

疑者を拘束し、証拠物件を収集保存し、その

他急を要するとみなせる必要措置をとる

ものとする。これらの措置をとった後に才

三条に従い、その事件を保有するか、または最

も捜査責任のある収限に引渡すかあるもの

とする。その後の捜査手続は最も捜査責任の

ある収限が従う法令の定めによるものとする。

B 慣習、言語あるいは人種の相違、または
 その他の理由により最も捜査責任のある機
 関に対し、被害者が協力を拒む場合は、被
 害者が明示する機関により一部もしくは全
 部の捜査をおこなうこともある。ただし、この
 場合関係機関相互の承諾が必要となる。
 C 捜査に際し、各捜査機関は裁判権のあ
 る機関が公訴を提起する場合に好むにた
 りて常に留意しなければならない。特に注
 意しなければならない点は下記の通りである。

- (1) 事件現場における証拠収集
- (2) 証拠物件の鑑定
- (3) 容疑者並びに被害者の精神的、肉体的
 状態の鑑定

(4) 死体解剖鑑定
 D 一機関が獲得した犯罪者の身元に関す
 る証拠物件は、最も捜査責任のある機
 関に引渡すものとする。請求されたら該
 証拠物件の獲得経過を説明した報告書と
 ともに引渡すものとする。

2. 被疑者の逮捕、捕縛および拘留

- A. 1957年6月5日付の大統領行政命令第107
 13号の第10節(c)に定義するところの米口軍要
 員以外の者を逮捕し、または捜索する場合
 は、民政府命令第144号1.4.1に準ずるもの
 とする。
- B. 琉球警察官の米口軍要員に対する逮捕は、
 民政府命令第87号に依るものとする。
- C. 前記AおよびBにかかげた者以外の逮捕

または捕縛は、適切な法によるものとする。

D. 逮捕し、または捕縛する場合には、各務

関は他の務関の援助を要請するところがある。

その際適切な法に従い、できる限り早急に対応

するものとする。ただし、これは容疑者が最も捜

査責任のある務関へ引渡されるまでの間、他の

一務関の正当な手続きによる一時的拘留をほ

ぼむ意味に解してはならない。身柄の引渡しは、

その証拠物とともに向反的速やかにおこなわ

れるものとする。

3. 証人

A. どの務関も証人を求め、証人を尋問する

ことに協力し、援助するものとする。証人の供述は

できるだけ早くそれを要求した務関に送付しな

ければならない。供述書の送付の要求をうけ

た務関は、可能な限りにおいて、日英両語の

供述書を送付するものとする。

B. 証人を尋問する務関は、すべて時間、場所、

状況等に関連して証人の年齢、性別、事情、性

質等も十分考慮し注意を払わなければならない。

要求した務関はその代理人並会いのことで相手

務関が証人の尋問をおこなうよう要請するこ

とができる。尋問に支障をきたさる限りかかる

要請は聞き届けられるべきである。

(技術援助の提供)

第6条. ある務関が他の務関より鑑定、指紋照

会その他鑑識施設利用、犯罪証明資料、鑑識

技術員の利用、または鑑識職員の出遣等の要請

を受けた場合は、可能な限りにおいてできるだけ援

助をするものとする。

2. ある機関が他の機関により、事務所または警察施設の使用の便宜の要請を受けた場合は、可能な限りにおいてこれに応じるものとする。

3. ある機関が捜査上必要な通訳の要請をした場合は、その要請を受けた機関はできる限り通訳を提供するものとする。

(事件の引継)

第七条 事件が琉球政府に引継がれた場合は、称式第一号により示されるものとする。

(捜査責任に関する意見の相違の解決)

第八条 犯罪捜査に関し、単おび長捜査官に意見の相違が生じた場合は、この覚書の特九条の規定に基づき、関係機関は捜査会議においてこれを審議し、犯罪捜査の管轄権を第三条の規定に基づいて決定するものとする。

(会議)

第九条 いかなる事件においても、単捜査機関と琉球警察が同時あるいは、共同で捜査をおこなう場合、

新聞切抜

1. 沖縄弁護士の本復帰
今国会に法案提出

1. 政府の沖縄弁護士資格の施行令細目

1. 沖縄の布令、布告改廃
一日午前か自主抽出-復帰準備委に合意

1. 沖縄布令一部復帰方針に改廃

1. 琉球立法院、国政参加法と可決

45.2.9 毎日

沖縄弁護士の本土復帰

今国会に法案提出

法務省は、沖縄の現の弁護士は、高砂のもの百十九人の業務を、本土復帰後は、依然なるのでこれを救済するため「沖縄に於ける弁護士資格を保持するもの」を本土の弁護士と同等格を付する法案を、今国会提出することを決めた。

在、復帰中の百十九人、仮免許を特別試験は四十五六年が、復帰後は約百人が、入れられる。このため、同法では、(1)沖縄に於ける一定期間(三年程度)に於ける(2)以上の特許試験を合格し、選考委員会(法務省、裁判所、日弁連)の三者が委員を出し、本土の法曹手続を制度に準じ、本土の弁護士として活動するものか、(3)在職として、復帰し、合格すれば本土の弁護士資格を得る。(4)沖縄に於ける特別試験を行ない、合格者に対しは、(5)同様の待遇とする。一方、復帰にともなう沖縄に於ける(6)沖縄の弁護士として復帰後、五年間、沖縄に留められた弁護士資格を、また、(7)在職中のものは、復帰後、(8)沖縄の法曹に復帰して、(9)沖縄の法曹として活動することになる。

45.6.12 録英

政府が沖縄弁護士資格の施行令細目

沖縄の弁護士を本土の弁護士資格

在職中のものは、復帰後、(7)沖縄の法曹として活動することになる。一方、復帰にともなう沖縄に於ける(8)沖縄の弁護士として復帰後、五年間、沖縄に留められた弁護士資格を、また、(9)在職中のものは、復帰後、(10)沖縄の法曹として活動することになる。

沖縄11月に衆参選挙

国政参加法、来月施行 事前一転まびしく 運動

政府は、琉球立法院が十七日決した「沖縄住民の国政参加特別措置法」の施行目について琉球政府と協議した結果八月一日とする事で合意した。また本土は普通選挙法を受理される迄の先づの国会で成立させた「沖縄住民の国政参加特別措置法」の施行目についても、沖縄側を聞き合ひたことにより同日までに必要な政令を定めることになった。

これより沖縄住民の国政参加特別措置法は八月一日施行されたものと見られる。この施行は、選挙の日取りについては、主権がまだ本土選挙権理委員会の決議（この十月一日の議決）による。なお、選挙の目取りについては、主権がまだ本土選挙権理委員会の決議（この十月一日の議決）による。

政府は、琉球立法院が十七日決した「沖縄住民の国政参加特別措置法」の施行目について琉球政府と協議した結果八月一日とする事で合意した。また本土は普通選挙法を受理される迄の先づの国会で成立させた「沖縄住民の国政参加特別措置法」の施行目についても、沖縄側を聞き合ひたことにより同日までに必要な政令を定めることになった。

立法院、国政参加法を可決

【一報・竹下特議員十七日発】立法院は十七日、本会を開き、沖縄の国政参加法を可決した。これは沖縄住民の国政参加特別措置法と併せて、普通選挙法と併せて施行されることになる。立法院は十七日、この三つの法律を同日中に可決した。この法律は、沖縄住民の国政参加特別措置法と併せて、普通選挙法と併せて施行されることになる。立法院は十七日、この三つの法律を同日中に可決した。この法律は、沖縄住民の国政参加特別措置法と併せて、普通選挙法と併せて施行されることになる。

